

教職大学院派遣研修実施要綱

22教セ開第36号
平成22年5月6日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都公立学校の教員を教職大学院に派遣し、各地域や学校における指導的役割を果たすことのできる確かな指導理論と優れた実践力や応用力を身に付けた教員を育成することを通して、東京都の教育の充実を図るために、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する教職大学院派遣研修について、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣資格)

第2条 派遣資格は、次の各号のいずれかに該当する者が有するものとする。

- (1) 東京都公立学校の主幹教諭、指導教諭、主任教諭、主任養護教諭、教諭及び養護教諭（以下「教諭等」という。）で、別に定める条件をすべて満たす者
- (2) 教育管理職候補者のうち、委員会が指名する者（以下「教育管理職候補者」という。）

(派遣期間)

第3条 派遣期間は、1年間とする。

(修学年限)

第4条 修学年限は、1年間とする。

(派遣者数)

第5条 派遣者数については、年度ごとに別に定める。

(派遣先)

第6条 派遣先は、委員会が協定を締結した教職大学院を設置する大学とする。

(研修内容)

- 第7条 派遣される教諭等は、学校における中核的・指導的な教員として必要な資質・能力を身に付けることを目指して研修を行うものとする。
- 2 派遣される教育管理職候補者は、教育管理職としての資質・能力を身に付けることを目指して研修を行うものとする。

(受験同意)

- 第8条 第2条(1)に規定する者については、委員会が選考により教職大学院への受験の同意の可否を決定する。
- 2 区市町村教育委員会は、委員会の選考の結果に基づき、本人に受験の同意を与える。

(派遣の決定・取消し)

- 第9条 前条第2項により受験の同意を得た者及び教育管理職候補者が教職大学院を受験し、合格した場合は、教職大学院への入学が内定した時点で委員会が派遣を決定する。
- 2 派遣が決定した教諭等及び教育管理職候補者（以下「派遣教諭等」という。）は、派遣に伴い委員会が必要とする書類を提出するものとする。
 - 3 委員会は、派遣教諭等の資格又は要件等を欠く状況が生じた場合、派遣の決定を取消し又は派遣を中止する。

(サービスの取扱い)

第10条 派遣教諭等のサービス上の取扱いは、教育公務員特例法第22条第3項に基づく研修出張とする。

(派遣による学校への欠員の補充)

第11条 委員会は、派遣教諭等の所属校に対して、定数措置等において対応を講ずる。

(給与及び諸手当の支給・経費等)

第12条 派遣期間中の給料及び諸手当等の支給は、原則として次のとおりとする。

(1) 支給するもの

給料(派遣期間中の教職調整額については、給料月額額の100分の2とする)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当

(2) 支給しないもの

給料の調整額、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当

2 派遣中の経費負担については、別に定める。

(事前研修)

第13条 派遣教諭等は、委員会の指定する事前研修に出席するものとする。

(研修経過及び結果の報告)

第14条 派遣教諭等は、研修経過及び結果を委員会に報告をするほか、各所属長の指示により、随時研修経過の報告を行うものとする。

(研修の修了)

第15条 派遣先教職大学院が定める、所定の課程の修了が認められたことをもって、本研修の修了とする。

(派遣研修成果の活用)

第16条 派遣教諭等は派遣研修修了後、各地域や学校で指導的役割を担う教員として研修成果の還元を努めるとともに、東京都の教育の充実に資するものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育管理職候補者は派遣研修修了後、都若しくは区市の指導主事又は学校経営支援主事として教育行政を担い、東京都の教育の充実に資するものとする。

3 派遣教諭等は研修修了後、研修成果の活用状況について委員会に報告するものとする。

(発令)

第17条 研修発令は、委員会が行う。

(事業運営)

第18条 本事業の運営は、第2条第1項に該当する者については教職員研修センター研修部教育開発課が、同条第2項に該当する者については教育庁人事部職員課及び教職員研修センター研修部教育開発課が行う。

(その他)

第19条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

平成24年4月1日から施行する。

平成25年4月1日から施行する。